

「柵を張れば安心」はまちがいです！



電気柵は正しく設置しましょう

■電気柵は定期的に点検を！

野生鳥獣による農作物の被害を防ぐ方法の1つに、電気柵の設置があります。

イノシシやシカは、探査行動として鼻先で触る習性があります。この時、鼻先が柵に触れて感電することで、「ここから先は危険だ」と学び、侵入しなくなる仕組みです。

つまり、柵が鼻先に当たらなかつたり、漏電が発生したりすると、イノシシなどの侵入を許してしまいます。一度侵入した個体は、探査行動をしなくなるため、その後鼻先で柵に触ることなく入ってきてしまいます。

効果をきちんと得るために、電気柵は正しく設置し、定期的な手入れが必要で、今回は、特に気

を付けるべき点をいくつか紹介します。

●1年中24時間通電させる

イノシシやシカは人が活動しない時間に来ることが多いですが、本来は夜行性ではなく昼行性で、昼でも現れることがあります。通電していない時間や時期があると、「これは危険なものじゃない」と学び、次からは柵に触れずに侵入します。

●鼻の高さに電線を張る

体毛に覆われた鳥獣の体で電気を通すのは鼻先だけです。イノシシであれば地面から20センチと40センチに2段、シカは20センチと40センチの間に5段ほど張るのが有効です。

●アスファルトなどから離す

感電の仕組みは、鼻先から体内を通り、足からアース（電気柵の一部）が埋め込まれた地面へ抜けて電気回路ができることで起こります。しかし、足がコンクリートやアスファルト、乾いた土の上にあると、回路がでずに感電しなくなります。

●漏電しないよう管理する

柵に不要なものがあつるとそこから漏電します。その代表的なもの草です。こまめな点検と草刈りを行いましょう。

町農政課 ☎096-234-1176 (内線154)

■社会生活基本調査とは

「社会生活基本調査」は、5年に一度行われる国の大切な統計調査です。

わたしたちが1日どのくらいの時間を、仕事、家事、地域での活動などに費やしているか、また、過去1年間にスポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動など、どのような活動を行ったかを調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています。

▼調査の根拠

この調査は、国の統計に関する基本を定めた「統計法」において特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施されます。調査の対象となった世帯は、回答の義務があります。

▼調査の対象
統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた世帯のうち、10歳以上の世帯員が対象となります。

▼調査の時点

令和3年社会生活基本調査では、10月20日を基準として、個人や世帯に関する状況や過去1年間の自由時間における活動を調査します。また、生活時間の配分についての調査は、10月16日から10月24日までの間の調査地域ごとに指定された2日間の行動について調査します。

▼調査への回答方法

回答に必要な書類を調査員が調査世帯を訪問して配布します。
▼インターネットで回答する場合
パソコンやスマートフォンなどから回答することができます。入力内容の一時保存が可能となっております。ご都合の良い時間に回答することができます。

▼紙の調査票で回答する場合

調査員から配布される紙の調査票に記入して回答します。記入した調査票は、調査員が回収のため改めて調査世帯を訪問しますので、その際に提出してください。

らく
描く
時間を
描く
生活
未
生活
時間
か
らく
描く
生活
未

令和3年

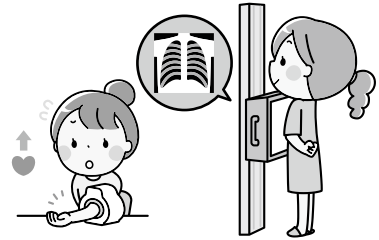
社会生活
基本調査

調査へのご協力をお願いします

町企画課 ☎096-234-1115 (内線254) 県統計調査課 ☎096-333-2179

健康診断

でな医つけりか
ますけらなれ
健康診が



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

個別健診で自分の体の状態を確認しましょう

町では、9月1日（水）から個別健診を実施しています。7～8月に実施した集団健診を受診されていない人は、指定医療機関で個別健診を受診することができます。時間の都合などで集団健診を受けれなかった人は、都合の良い日時を選んで受診できますので、個別健診で自分の体の状態を確認しましょう。

個別健診の対象者には受診券を送付しています。受診の際は事前の予約が必要です。指定医療機関へ直接お申し込みください。

▼対象者

令和3年4月1日現在で40～74歳の国民健康保険被保険者で、7～8月に実施した集団健診を受診

されなかった人

※個別健診の対象者には、9月1日（水）の行政区配達でお知らせしています。

※受診券が送付された人でも、国の被保険者資格がなくなった場合は、受診できません。

▼実施期間

9月1日（水）～12月28日（火）

▼健康診査内容

体格検査（身長・体重・腹囲・BMI）、血圧測定、血液検査（血中脂質検査・血糖検査・肝機能検査・腎機能検査）、尿検査、医師の診察など

※がん検診は含まれません。

▼受診料（個人負担金）

1300円

▼主な指定医療機関

- ・荒瀬病院（甲佐町緑町331） ☎096-234-1161
 - ・谷田病院（甲佐町岩下123） ☎096-234-1248
 - ・小屋迫医院（甲佐町岩下96-1） ☎096-234-0165
 - ・桃崎整形外科（甲佐町緑町275-20） ☎096-235-8111
- ※そのほかの指定医療機関については、町住民生活課へお尋ねください。

国民年金

■保険料を追納すると年金の受取額を増やせます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。該当する期間がある場合には、保険料を追納されることをおすすめします。

■追納制度を利用する場合の注意点

追納制度を利用して保険料を納められる場合には、次の5点に注意が必要です。

①保険料の追納を行う場合には、年金事務所への事前の申し込みが必要です。

②年金機構から発行される納付書によりお支払いができます（口座振替やクレジットカード納付はできません）。

③承認された期間のうち、原則として古い月の保険料から納付することになります。

④一部免除（半額、4分の1、4分の3）を受けた期間は、納付すべき保険料を納めていなければ、追納することはできません。

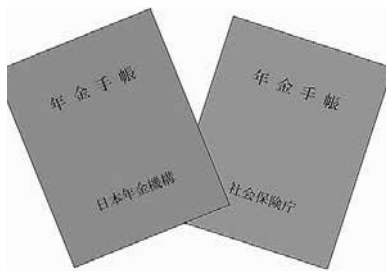
⑤承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納をする場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられますので、早めの追納をおすすめします。

詳しくは、熊本東年金事務所へお尋ねください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
☎096-367-8144

国民年金保険の追納制度をご利用ください



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）